

特255

930

164

米穀配給統制法に就て

全國米穀商組合聯合會

會長 梅原保



始



特255
930



米穀配給統制法に就て



米穀配給統制法案に就て

(一)

政府は戦時食糧政策として絶対不可欠なりと銘を打つて愈々今議會に米穀配給統制法案を提出することになつた、櫻内農林大臣が本案提出に先ち前後數回に亘り吾々米穀業者の代表と會見し大臣として前例なき長時間を懇談に割かれた好意に對しては多大の敬意を表するものであるが、今回發表された同法案要綱を見るに、吾々米穀業者として之に同意を表し得ないことを極めて遺憾とするのである、世上米穀業者の運動を目して單なる産業組合との勢力争ひだとか自己本位の立場だけを考へての功利的な反對だとかの批評を爲すものがあるが吾々はそんな小さな考へから此の案の出現を阻止しやうといふのでは決してない、國策といふ大乘の見地から斯様な法案が國家國民の福祉を増すものでない

と確信し、誤れる國策を是正して以て國家社會の憂ひを未然に防がうといふ以外に聊かの私心なきを披瀝して、政府當局の猛省を促したのである。

惟ふに戰時食糧政策の主眼とする所は食糧品の充實確保に他ならぬが、同法案は果してこの目的達成に對して最良適切のものであるか、この點に對し聊か所見を述べて見たい。

(一一)

戰時に於ける一國食糧充實の必要は兵器彈藥に劣らないと言つて差支へない前線銃後食糧の不安があつては、到底最後の勝利を獲得することは出来ぬ、世界大戰に於ける獨逸がその好適例として、屢々戰時食糧論の俎上に置かれてゐる、獨り獨逸ばかりでなく、大戰中英國を始め、歐洲の國々で食糧不足に悩んだものが尠くなかつた事は周知の事實である、然るに我邦は、國民の主食糧たる米穀は、内外地を併せ人口一億に對し、自給自足の域に達して居り、現下に於ては大體不安を感じない、此點は我が瑞穂國の世界に誇るべき特長であり、

—(2)—

皇祖の御鴻恩に對し國民蒼生は深く感謝し奉らなければならぬ。

三月一日衆議院臺灣米管理特別委員會に於て農林當局は本年端境期の持越高を九百二十二萬二千石であると言明してゐる。差當つて米穀事情は斯の如く樂觀すべき状態である、又副食物としての海産物は極めて豊富なことは世界にその比類を見ない、故に戰時食糧問題を論ずるにしても、世界大戰中の獨逸や、その他不斷に食糧を國外から仰がねばならぬ國を例に採つて、漫然と心を痛めたりすることは妥當でない、固より外地米の補給を俟つて賄はれる現状に於ては、一朝海上交通が脅かされた萬々一の場合を考慮すると、豫めその對策を講じて置く必要があるが、それは輸送能力と制海權の問題で、普通の需給關係や配給機構の問題とは縁が薄いと云つて良い。

この點から考へると、我邦の戰時に於ける食糧の問題、殊に主食糧たる米の充實は、配給の問題と言ふよりも、生産の維持増進、貯藏の萬全並に輸送能力確保を第一義とすべきである。勿論所謂配給機構の缺陷が、需給の円滑を阻害することも争はれぬ事實ではあるが、それは前者に較ぶれば寧ろ第二義的のものであらう。我が戰時食糧政策が絶対不可缺のものでありとすれば、事變勃發の直後に於て考慮されるのが當然過ぎる程當然だと思ふ。それが一年有半の後に於て急遽議會に提出されることとなり、而もそれに對して、甲論乙駁が繰返されて居る状態は洵に奇怪千萬と言はねばならぬ。

—(3)—

今回政府の提案せんごする米穀配給統制法案は平戦兩時に差別なく適用される建前である點から見ても、是が非でもこの議會に提出しなければならぬ理由が果してあるのであらうか、疑なきを得ぬ。

空前の時局を克服するためには國家の凡ゆる機能を總動員し、如何なる犠牲をも忍ばなければならぬことは勿論で、米穀配給機構の變革によつて戦時食糧問題の解決がつくのであれば、米穀業者獨り犠牲を拒む何等の理由もない、宜しく自ら進んで國策に殉ずる覺悟があつて然るべきであるが、不幸にして吾等は米穀配給統制法案に對して、その覺悟を決めるわけには行かない。

過般政府の發表したものは同法案の要綱だけで、その根幹たる配給會社の全貌、主として市場組織、取引方法等に關する諸項目が未發表であり、吾等の最も重要視してある點は命令事項となつて居るので、徹底した觀察も批判も出來

ない、又濫りに揣摩憶測を下すことは差控へなければならぬが、吾等業界人として、この際の事であるから、或程度の推測を許容して貰つて、發表された要綱に基いて一應の検討を試みたいと思ふ。

今回卒如として、米穀配給統制法案と改稱の上發表された元の所謂日本米穀會社法案なるものは、米穀統制法以來、米穀政策の強化によつて、その機能を減殺され日々に不振に陥つた米穀取引所の救済に端を發して、去る昭和十二年一月岡田内閣の山崎農相時代、米穀配給調整協議會で決定されたのが始めて、それが前内閣の有馬農相に依つて著しく事變色を織込まれた案となつたもので、それ迄は兎も角最初の出發通り取引所の救済の趣旨が含まれてゐたが、現内閣の櫻内農相に依つて全くその趣旨を放擲し戦時食糧政策の一枚看板の下に、米穀配給統制法案と改題されて登場したのである。取引所の側から言へば、廂を貸して母屋を奪はれたようなもので、政府としては巧にこれを利用したとも言へる、換言すれば、政府が初から戦時米穀政策として立案に乗り出したものでなく、平時政策の看板を戦時政策の看板に塗り替へた程度としか受取りかねるところが、同法案の鼎の輕重を問はれる所以で、各方面の囂々たる反對論を排し、全國の米穀業者を犠牲にするだけの價值があるかに多大の疑問をかけられてゐるわけである。

この法案の主眼とする所は清算取引を禁止して、米價の安定を圖ること、現在の正米市場、各種の取引業者、生産者團體の販賣機關等複雑なる配給機關を整理統一して、需給の圓滑、價格の適正を期し、同時に戦時主食糧を充實確保せんとするにありとするのであるが、この法案の如き幾多の疑義に満たされ、生産、配給兩者の不一致を來たす如き制度に依らなければ、戦時食糧政策の目的が達し得られぬであらうか。

現在の米穀配給機構に改善を要することも否定するものでなく、政策として米穀統制法、自治管理法が現下の客觀的情勢に對する適應性を失つてゐることも周知の事實であるから、新規の政策でなくとも、先以てこれ等の配給機構や政策の不備に適切有効なる改廢を加へて目的の達成に努めることが、當然の順序としなければならぬ、然るに政府は現在の機構に對しても何等缺陷を指摘せず（否寧ろ當局は今日は現状にて差支へなしと言明せり）又法規の改善にも努

力を試みることもなく、屋上更に屋を築くことは、寧ろ米穀政策を益々複雑多岐ならしむる以外に何ものも得るところがないのである。

吾等をして言はしむなれば、現在の配給機構を整理統一する必要があるれば、正米市場規則を法文化し、その運営に對して政府の欲する統制を強化することにすれば、充分にその目的を達することが出来る筈である。政府の最も惧る所の賣惜み買占めの如き、亦この法規の内に禁止條項を規定すれば、取締上何等の不便を來たすことはなからう。

今次の配給統制法案に於ても、これ等の規定は總て命令事項中に包含されてゐるようであるから、正米市場法の法文化中に規定すると何等異るところはないと言はねばならぬ。況んや戦時必要の場合には暴利取締令の嚴存するあり、更に國家總動員法の發動に依つて政府は意の儘に需給を制し得るのであるから、何を苦しんで同法案の如き異論多き政策の實現を必要とするであらうか、全く諒解に苦しむものである。以上述べた如く本法案はその根本に於て戦時食糧政策として銘を打つだけの重要性を認め難い

米穀會社法案は長い間關係當局で練つたものであるが、米穀業者からの強硬なる反對や、産業組合の要望等も反映して立案されたものだけに、可なり妥協的のものとなつた點も見受けられる。従つて嚴格なる意味での國民主食糧に對する國策としては、餘りに營利的色彩が濃厚な點にも難點があると思ふ。

- 一、商品取引所の經營形態に就ては、官營、公營、會員組織等の優秀性も夙に唱導されて居り、既に幾多内外に於ける實例もあるに拘はらず、我邦獨特の主食糧に對し、營利會社經營の方針を採つたことに對しても疑問がある。寧ろこれを當業者の自治的統制團體たる商業組合の手に委ねることがより妥當であるとの説も充分首肯され得るのである。
- 二、投機取引を禁止する代りに東京、大阪兩市場に特設される銘柄別の延取引と未着品取引は清算取引廢止の過渡時代に處するためと見られるが、政策徹底の見地からすると、聊か矛盾を感ぜざるを得ぬ、殊に生産者を延取引市場員たらしむるが如きことあらば、彼等を驅つて商行為に墮せしめ終にはその本來の使命を誤らしむるを保し難い。
- 三、取引の方法に就ては未發表であるが、配給會社は市場員として取引を營ましめ、これを監督する

立場に置かれるは言ふ迄もない、然るに該會社は一面に於て移入臺灣米(又は政府米)の委託を受け會社自ら販買を行ふことは、從來の市場觀念から見れば、監督者と被監督者の立場を混同する矛盾を來たすこととなり、たとへそれがこの會社の特異性であるとしても合理的と言ひ難い、政府自ら惡例を示すことは妥當でない。

- 四、配給會社は結局一個の營利會社であるから、政府は利益配當に不安なしと保證し居るも多くの入件費と物件費を要し、多額の資本に對し勢ひ利潤の獲得に努めるべく餘儀なくされることは瞭かで、結局自由取引の場合に比べて、米價への負擔を増加せしむるは、從來示されてゐる國策會社の多くの經營振りとその成績から見てもいなみ難い。

以上吾等はこの法案を國策として眺めて見たのであるが、翻つて米穀會社は如何なる影響を及ぼすかに就て、抽象的の理論を避けて、單刀直入若干の卑見を述べて、この切迫せる事態に即應する責任の一部を果したいと思ふ。

- 一、米穀配給會社の有つ指導精神と言つては、聊か當らぬかも知れぬが、商人排除、尠くともこれを輕視してゐるが如き潜在意識が織込まれてゐることは蔽ふことの出來ぬ、吾々は今更米穀業者の存

在理由を歴史的に解説したり、その効能を諄々しく述べようとはせぬが、要は最も高く賣らんとする生産者と、最も安く買はんとする消費者の間に立つて、兩者の主張を緩和調節し、騰落の危険を負担することに對する若干の報酬によつてその生計を維持し、他方消費者に代つて商品價値の批判と研究を擔當し、以て生産改良を齎くる、重大なる二個の任務を擔當してゐるのである。若し一朝この機關の介在を失はんか、生産者の意圖すると、せざるとに拘はらず、これが代行機關たる産業組合は價格の決定權を獨占し、一般物價構成の基調を攪亂するに至る許りでなく、生産者と消費者を直接接近せしめる結果その對立摩擦を惹起し、由々敷社會問題となることを憂慮するものである。

二、營業權の免許制度はこの法案の有つ重要項目の一つで、業者の亂立を防止し、米穀業者の既得營業權を尊重するとの解釋を下して一部には歡迎されてゐるやうであるが、將來の獨立を期待して、孜孜として徒弟生活に甘んじてゐる全國幾十萬の従業員にとつては、正に青天の霹靂で、今後彼等の往くべき途は茲に杜絶され、退いて單なる賃銀労働者として止るか、進んで時代の潮流に投じて軍需方面に奔るか、二者その一を擇ぶの他にない、かくて業者の負擔は加重されて結局米價に轉嫁され、他面には現下の悩みである人的資源偏在の一重大原因となるであらう、これは吾等の誇張でもなく又杞憂でもない、殷鑑遠からず、免許制度下にある酒類販賣業者が現に嘗めつゝある苦惱に徴して瞭かである。

三、當局は生産者の團體を市場に参加せしめなければ、公正なる米價を構成しないと主張して居るよ
うであるが、業者たる取引員は凡ゆる經濟事情の綜合意識に依り、更に將來の需給關係を考慮し、自主的意識の發動に依つて、賣買を行はんとするものなるに對し、産業組合たる取引員の賣買行爲は、一定期間に託された委託販賣なるが故に、經濟事情の變化に即應する生産者の意識を何等反映するものと言ひ難く、これの取引を以て、生産者の欲する妥當なる經濟的意識の發動と看做すことは出來ぬ、従つてこれを價格構成の絶対必要分子と見るは當らない。

四、配給會社の市場員中に生産者の團體を加へることは、たとへそれが賣一方の行爲に限定されるとしても、免税その他の保護を有し、且つ商品生産を現實に掌中に把握するに對して、重税を負擔し生産手段を持たざる商人取引員が對抗し得ぬことは自明の理で、結局滅亡の他にない、この點は如何に當局の辯解があつても、業者として絶対に反對せざるを得ぬところである。

結 言

これを要するに、本法案は戰時主食糧の國策としては餘りにも杜撰でその根本意義に於ても、又その形式に於ても幾多の疑點を残してゐる、苟くもこれが戰時國策として絶対不可缺のものであるならば、大乘的見地から一般に首肯さ

れる筈である、然るにかくも根本的に賛否の議論が沸騰して盡きることなき状態は、政府の主張を裏切る證左と知らねばならぬ、提案の期日は旦夕に切迫して尙且つ當局者の間に見解の異なるものありと聞く、國民又劃期的の重大國策に對しその内容さへ知るに由なきが如き、洵に不安且つ遺憾とせざるを得ない、政府は宜しく勇敢に本法案を撤回し、慎重な再検討を遂ぐることを切に勸告するに共に、世人も亦戦時々局に眩惑されることなく冷靜なる判斷を以て本案を批判されんことを切望して擱筆する。(昭和十四年三月二日稿)

昭和十四年三月九日印刷
昭和十四年三月十三日發行

東京市深川區佐賀町一ノ三〇ノ一

全國米穀商組合聯合會内

發行者兼
著作権者

梅原保

東京市深川區永代二ノ一

印刷者 山田直

東京市深川區永代二ノ一

印刷所 東洋社山田印刷

391
624



終

【印刷以曆書代】